

1 8 陳 情 第 3 1 号	新宿区長に、平成 1 8 年 2 月 2 4 日の三会派に対する住民監査結果に鑑み、前議員に返還請求するだけでなく、職員 2 名の処分を区民に明らかにすることを要求する陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 1 8 年 3 月 7 日受理、平成 1 8 年 3 月 1 3 日付託
陳 情 者	東京都新宿区高田馬場 _____ _____

(要 旨)

- 1 新宿区議会事務局次長、平成 18 年 1 月 2 0 日の新宿区職員措置請求の陳述において、本住民監査請求に係る政務調査費の交付は、「いずれも適正に処理されており問題はありませんでした。」と弁明したが、一部違法支出が認定され、返還の勧告がされたことは、区民に対しての背信行為は明確であり、何らかの処分があって当然である。
- 2 新宿区総務課長、平成 18 年 1 月 2 0 日の新宿区職員措置請求の陳述において、前項の新宿区議会事務局次長の弁明を「是認、同意するもの」と弁明したが、これも、前項同様、一部違法支出が認定され、返還の勧告がされたことは、区民に対しての背信行為であり、何らかの処分があって当然である。

(理 由)

- 1 新宿区議会事務局次長、「新宿区政務調査費の交付に関する条例」第 1 1 条の議長の調査権限に忠実に職務を遂行しなければならないのに、「中身に関しては調査権はない」と考え、「事務局が行うチェックはあきらかな瑕疵や手続き上の不備」と弁明したが、印紙税法違反の証憑や民主党新宿区議会議員団に係る平成 1 6 年 1 0 月分のリース代金 3 4, 1 1 4 円の二重取りの見落としをし、監査結果として返還の勧告がされたことは、区民に対しての背信行為であり、処分に値する。
- 2 新宿区総務課長は、前項の内容を「是認、同意するもの」とし、さらに、「新宿区政務調査費の交付に関する条例」の方には「調査権、是正権、監督権について明確な規定はございません」と言い切り、何ら、区民の立場に立った職務を遂行しておらず、前項同様、区民に対しての背信行為であり、処分に値する。